

公の施設に関する使用料の設定基準



令和 6 年 12 月

市川三郷町

目 次

1	基本的な考え方.....	1
(1)	使用料の算定基準の必要性.....	1
(2)	受益者負担の原則.....	1
(3)	算定方法の明確化.....	1
(4)	統一的な免除・減免規程.....	1
(5)	経費削減に向けた取り組み.....	2
(6)	設定基準の適用時期.....	2
(7)	定期的な使用料の見直し.....	2
2	使用料の算定の考え方と算出方法.....	3
(1)	使用料の算定方法.....	3
(2)	使用料の原価に算入する経費.....	4
(3)	受益者負担割合.....	5
(4)	施設稼働率の考慮.....	6
3	使用料の算定.....	7
(1)	利用形態別使用料算定方法.....	7
(2)	貸館施設.....	7
(3)	個人利用施設.....	8
4	激変緩和措置.....	9
5	その他.....	10
(1)	町外利用者の取扱い.....	10
(2)	営利目的利用者の取扱い.....	10
(3)	使用料改定時の端数の取扱い.....	10
(4)	無料施設の有料化の検討.....	10
(5)	使用可能時間及び休館日の統一.....	10
(6)	体育施設における照明器具の使用.....	10
(7)	基本方針の見直し.....	10
6	関連資料.....	11
7	問い合わせ先.....	11

1 基本的な考え方

（１）使用料の算定基準の必要性

公の施設の使用料は、施設利用者がサービスの対価として負担しているもので、当該施設の維持管理等に要する費用に充てられています。

しかし、本町の施設使用料の設定については、その算定方法や改定の時期などについての統一した基準がなく、類似施設の料金を参考にするなど、各々の施設ごとに使用料を設定してきました。

このような状況から、令和５年度策定の「行財政改革推進計画」における取組項目として「公共施設等の利用者負担の適正化」を位置付け、行政サービスに対する「公平かつ平等な受益者負担」を確保するために、利用者がどこまで負担すべきか、町（非利用者（町民））がどこまで負担すべきかなど使用料についての基本的な考え方を整理し、統一的な算定基準を定めることとしました。

（２）受益者負担の原則

公の施設の使用料は、その施設を利用する対価として徴収されるべきものであり、施設の維持管理・運営に要する経費の負担は、利用者（受益者）と非利用者の均衡を考慮し、「受益者負担の原則」に基づいて設定する必要があります。

現在、多くの施設は、使用料のみで管理・運営することができず、不足する経費については、公費（税金）を充当しているため、非利用者も間接的に経費を負担していることになります。

そこで、使用料の設定には、行政サービスとしての必要性を考慮しつつ、利用者と非利用者との負担の公平性・公正性を確保するような一定の基準が必要となります。

（３）算定方法の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

料金の算定は、それぞれの行政サービスに係る経費を算定基礎とし、各施設で不平等が生じないように、共通の方法を設定します。

（４）統一的な免除・減免規程

受益者負担の原則の観点から、使用料を免除または減額する場合は、統一的で、可能な限り限定的に実施します。

（５）経費削減に向けた取り組み

公の施設の使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、管理者は、常にコスト意識を持ち、近隣の類似施設や民間施設とのコスト比較を行うなど、経費の無駄を省くことで、最も効率的で効果的な施設運営を行う必要があります。

このため、施設の利用率など、現状の利用状況を十分把握した上で、開館日、開館時間、適正な人員配置、業務プロセス及びサービス内容等の見直しを行い、サービスの質を下げることなく、利用者に過度な負担が生じないよう適正な使用料を追及することとします。

そして、より低コストで高品質のサービスを利用者に提供できるよう、継続的に事務事業の見直しに努めます。

（６）設定基準の適用時期

使用料の設定基準に基づく新使用料の適用時期は、令和 7 年 4 月 1 日とします。

使用料の見直しに当たっては、利用者への事前周知を徹底するとともに、説明責任を果たすよう努めます。

また、指定管理者制度を導入している施設の使用料の変更は、施設運営に与える影響が大きいとため、次期指定管理者選考に合わせて見直しを行うこととします。

（７）定期的な使用料の見直し

本町を取り巻く社会情勢は刻々と変化するため、利用者ニーズや施設の維持管理に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の使用料が適正か否かの見直しを原則 3 年ごとに行うこととします。ただし、急激な社会経済環境の変化などにより、早急な見直しが必要なときは、この限りではありません。

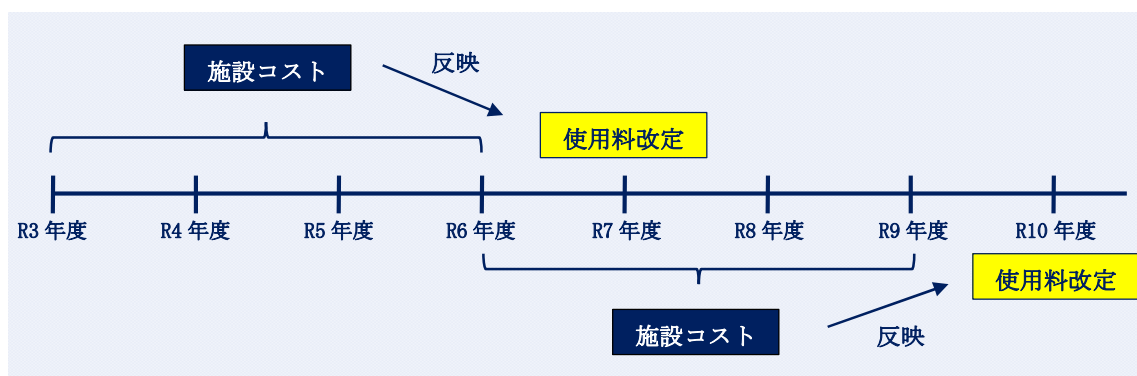


図 1 使用料の改定スケジュールイメージ

2 使用料の算定の考え方と算出方法

(1) 使用料の算定方法

公の施設の使用料を設定する際には、「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から、町民・利用者の理解と納得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準とする必要があります。

図2のとおり、公の施設の維持管理等に要する全ての経費から、原価の対象外とする費用（土地取得費など）を除き、原価（実費）を算出します。その原価から、性質別負担割合を用いて受益者負担分を算出し、使用料の算定を行います。

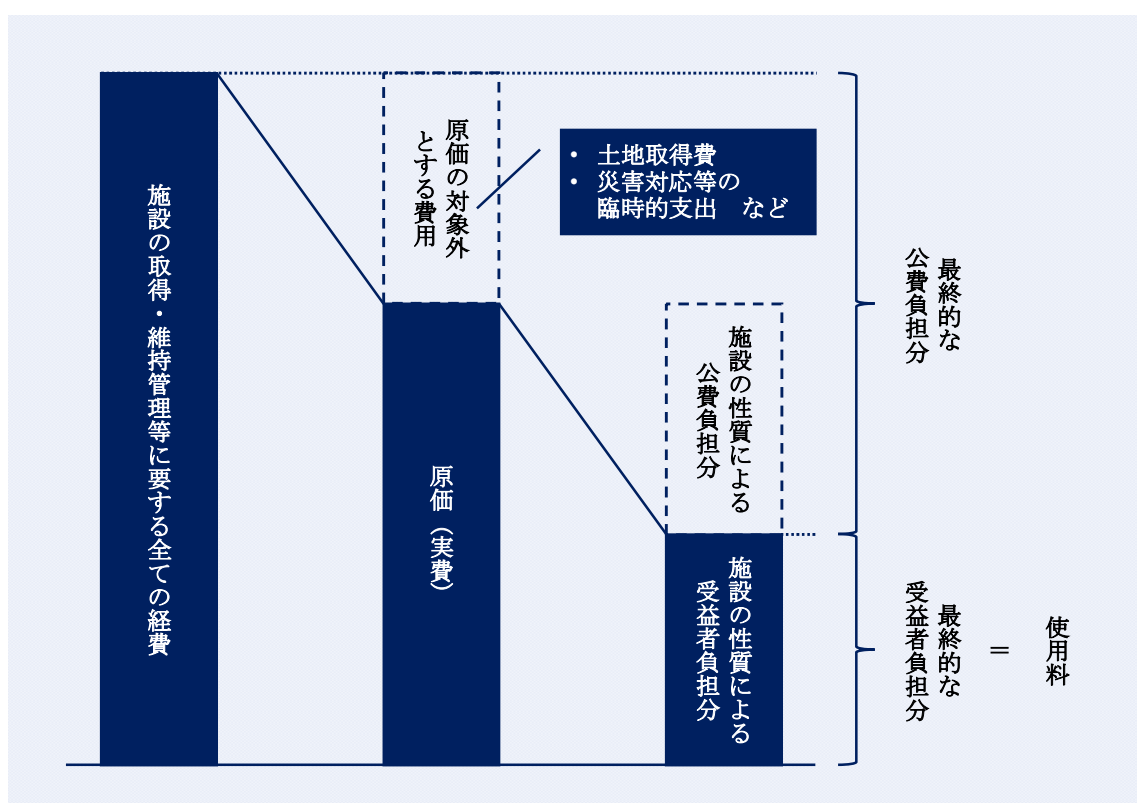


図2 使用料の算定イメージ

上記の内容は、次の算定式となります。本算定式を基本として、各施設の使用料の算定を行います。

【基本となる使用料の算定式】

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合}$$

(2) 使用料の原価に算入する経費

公の施設に係る経費には、表1のとおり、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費があります。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定めます。

本方針においては、原則として、算定を行う年度の前年度3年間の決算額（実績）の平均とします。このように3年間の平均とすることで、1年ごとに乖離があったとしても、平準化することができます。

表1 使用料の原価に算入する経費一覧

分 類		対象経費	
人件費	職員給与等	職員給与、職員手当（扶養・管理職・特殊勤務・期末勤勉・通勤・住居・児童手当など）、負担金（共済組合、災害補償基金など）、賃金等（会計年度任用職員の賃金など）、共済費（会計年度任用職員の社会保険料など） ※施設の維持・運営管理に携わる職員のみ算入	
物件費	需用費	消耗品費	事務・維持管理に係るもの
		燃料費	施設運営に係るもの
		印刷製本費	事務・施設運営に係るもの
		光熱水費	事務・施設運営に係るもの
		修繕費	建物及び設備等の修繕に係るもの
	役務費	通信運搬費	事務・施設運営に係るもの
		手数料	施設・備品維持に係るもの
		保険料	事務・維持管理に係るもの
	委託料	清掃、警備、保守点検などすべて	
	使用料及び賃借料	パソコン、備品等のリース料など	
	備品購入費	事務・施設運営に係るもの	
	その他の管理経費	受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費	
減価償却費		施設の取得費用を定額法の償却率で乗じた費用 $\text{減価償却費} = \text{取得費用} \times \text{定額法の償却率}$ ※定額法の償却率における耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」や「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（総務省）記載の耐用年数表を参考にします	

なお、減価償却費については、本町も地方公会計制度の導入を進めており、近い将来原価に含めていく必要がありますが、まだ運用が開始されていないことから、現時点では原価から除外することとします。

(3) 受益者負担割合

町の施設には、住民の生活基盤を支える公共公益の役割があるため、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の町の負担は必要であると考えますが、その設置目的は、住民福祉の向上等としているため、住民が適正な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるべきであると考えます。

つきましては、公費負担の割合と受益者負担の割合を原則折半（50％）と設定することを基本とします。

公の施設が提供するサービスの目的、内容はさまざまであることから、表2のように、それぞれのサービスの分類基準を設定します。このサービスの分類基準により、図3のマトリクスのとおり、使用料の設定に当たっては公の施設を4つの象限に分類し、その分類ごとに経費を公費と使用料で負担する割合（受益者負担割合）を設定するものとします。

表2 サービス分類基準

サービスの内容が公共的か市場的かによる基準	
公共的サービス	民間では提供されない、又は提供されにくいサービスで主に行政が提供しているもの
市場的サービス	市場原理の適用により、民間でも同種類似のものが提供されているサービス
サービスの内容が必需的か選択的かによる基準	
必需的サービス	住民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス
選択的サービス	生活や余暇をより快適なものにするためのサービスで人によって必要性が異なるもの

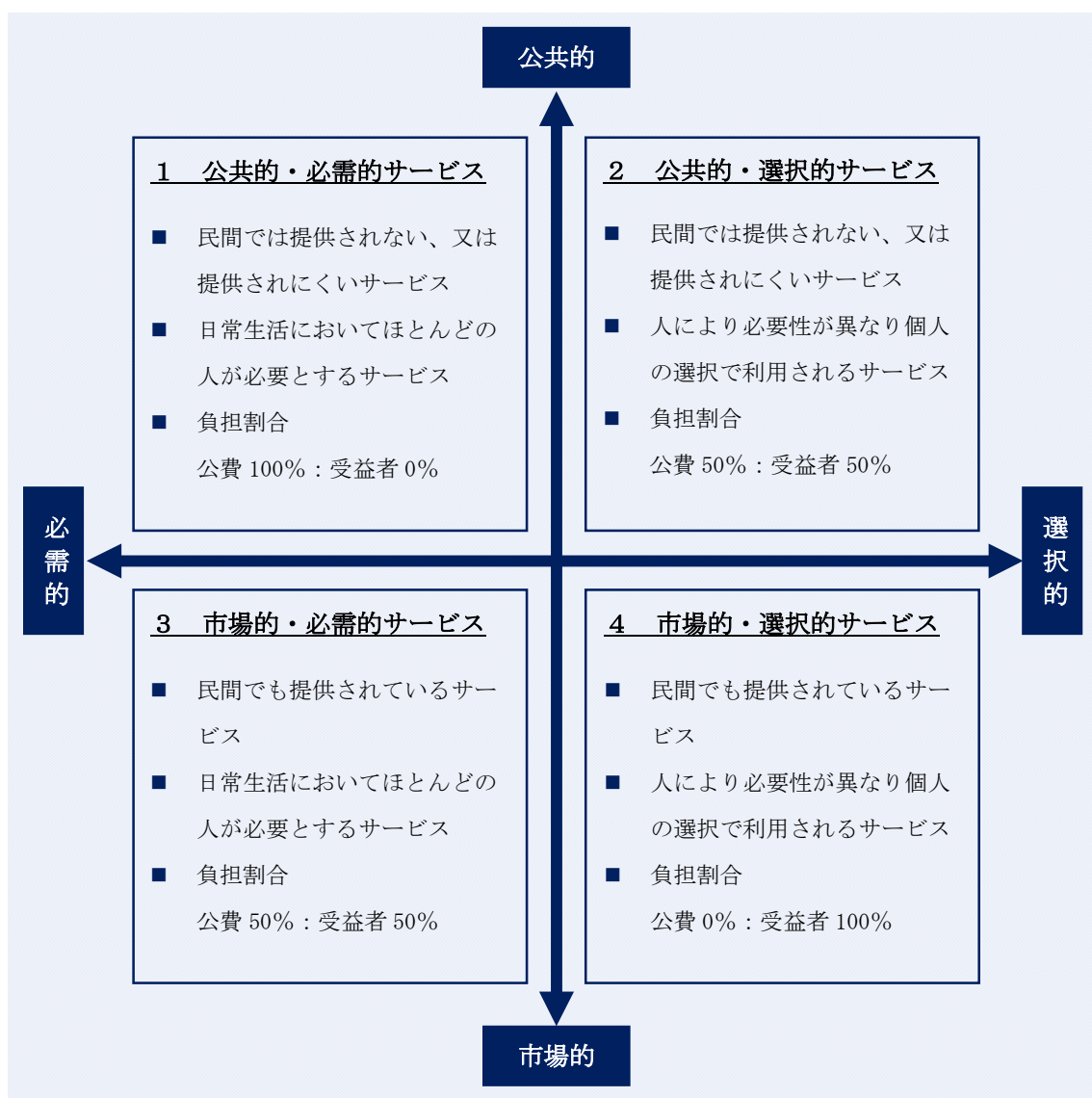


図3 性質別負担割合（4分割マトリクス）

（4）施設稼働率の考慮

原則として、算定を行う年度の前3年間の使用時間区分ごとの使用実績を基に計算した平均稼働率とします。ただし、使用時間区分ごとの使用実績が分からない場合は、1日ごとの使用実績を基に稼働率を計算することとします。

使用料の算定に当たっては、稼働率を大きくすると使用料が安くなり、小さくすると使用料が高くなる計算結果となります。以上のことから、稼働率の下限を50%とします。また、使用実績が不明な施設は、稼働率を50%として、今後実績調査を行うこととします。なお、稼働率の再算定は、使用料見直し時に実施することとします。

※ 稼働率が低い施設については、施設の統廃合、転用等の参考資料とします。

3 使用料の算定

(1) 利用形態別使用料算定方法

使用料の算定基礎となる原価（コスト）の明確化、受益者負担割合の設定等の考え方に基づき、会議室などの「貸館施設」、プールなどの「個人利用施設」の2つに分類して算定を行います。

(2) 貸館施設

貸館施設の使用料算定を行う場合、基本となる算定式を応用し、次のとおり1室あたりの使用料を算出します。

【貸館施設の使用料算定式】

- ① 1㎡あたりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
- ② 1㎡あたりの時間原価 = ① 1㎡あたりの年間原価 ÷ 年間開館時間 ÷ 稼働率
- ③ 1室あたりの原価 = ② 1㎡あたりの時間原価 × 利用面積 × 利用時間
- ④ 1室あたりの使用料 = ③ 1室あたりの原価 × 性質別負担割合

【参考例】施設Aの会議室1を2時間利用する場合の使用料

表3 設定基準

施設面積 (㎡)	会議室1	200
	会議室2	100
	ホール	600
	事務所	50
	トイレ・廊下 等共有部分	50
	延床面積	1,000
貸出面積の合計(㎡): 会議室1+会議室2+ホール		900
施設全体の原価(円)		18,000,000
年間開館時間(h): 252d×8h/d		2,016
年間利用時間(h)		1,008
稼働率(%): 1,008h÷2,016h×100		50
性質別負担割合(%): 公共的・選択的サービス		50

算定式

- ① $18,000,000 \text{ 円} \div 900 \text{ ㎡} = 20,000 \text{ 円/㎡}$
- ② $20,000 \text{ 円/㎡} \div 2,016 \text{ h} \div 50\% = 19.84 \text{ 円/㎡} \cdot \text{h}$
- ③ $19.84 \text{ 円/㎡} \cdot \text{h} \times 200 \text{ ㎡} \times 2 \text{ h} = 7,936 \text{ 円}$
- ④ $7,936 \text{ 円} \times 50\% = 3,968 \text{ 円}$

会議室1の使用料は3,960円

※10円以下は切捨て

（３）個人利用施設

個人利用施設の使用料算定を行う場合、基本となる算定式を応用し、次のとおり、１人あたりの使用料を算出します。

【個人利用施設の使用料算定式】

- ① １人あたりの原価 ＝ 原価 ÷ 年間利用者数
- ② １人あたりの使用料 ＝ ① １人あたりの原価 × 性質別負担割合

※新規施設は想定される年間利用者数、既存施設は過去３年の平均利用者数としますが、増減の傾向が明確な場合はこれを加味し、各施設の実情から判断します。

【参考例】プールを利用する場合の１人あたりの使用料

表４ 設定基準

施設面積 (㎡)	プール	1,500
	事務所	50
	トイレ・廊下 等共有部分	50
	延床面積	1,600
施設全体の原価（円）		18,000,000
年間利用者数（人）		15,000
性質別負担割合（％）： 公共的・選択的サービス		50

算定式

- ① $18,000,000 \text{ 円} \div 15,000 \text{ 人} = 1,200 \text{ 円/人}$
- ② $1,200 \text{ 円/人} \times 50\% = 600 \text{ 円/人}$

プールの１人あたりの使用料は 600 円

4 激変緩和措置

基本方針に基づく見直しの結果、使用料の大幅な改定が必要となる場合は、利用者の急激な負担増に配慮し1回の改定による改定幅を現行の使用料のおおむね1.5倍を上限とする激変緩和措置を講じるものとします。

また、使用料の改定については、定期的な検証結果を踏まえた上で、段階的に適用することとしますが、著しく高額となることで施設の利用率の低下を招く恐れがある場合や周辺自治体における類似施設との均衡が図れない場合、民間事業者の営利事業を圧迫する場合については改定額を調整することで適正な使用料を算出するものとします。

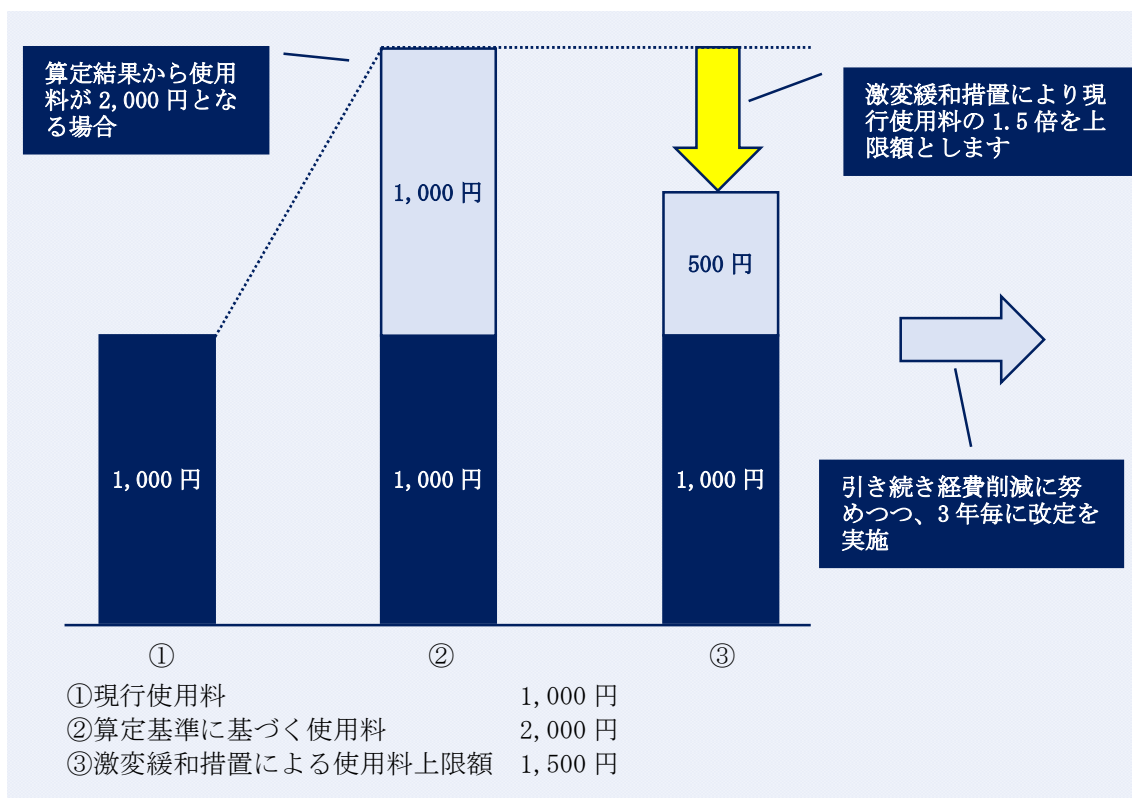


図4 激変緩和措置のイメージ

5 その他

（１）町外利用者の取扱い

公の施設は町民の財産であり、その管理運営には町税が充てられています。そのため、町外利用者により町民の利用に支障が生じる場合、または町外利用者が多い場合は、町内使用料に対して２倍の差を設けることができることとします。

（２）営利目的利用者の取扱い

公の施設を営利目的に利用する場合には、使用料に２倍の差を設けることができることとします。また、町外利用者の場合は、「（１）町外利用者の取扱い」より、営利目的使用料に対してさらに２倍の差を設けることができることとします。

（３）使用料改定時の端数の取扱い

施設利用者の利便性及び窓口での事務の効率性を勘案し、使用料の単位は原則として１０円単位とし、算定の結果１０円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

（４）無料施設の有料化の検討

受益者負担の原則やサービスの提供を受ける者と受けない者との負担の公平性に照らし、無料で供用している施設の取扱いが適切であるかを検証し、無料施設の有料化の検討を行うものとします。

（５）使用可能時間及び休館日の統一

本町の公の施設の使用可能時間及び休館日は統一されておらず、合併後見直しが行われてこなかったことから、使用料の改定にあわせて統一することとします。

（６）体育施設における照明器具の使用

体育施設におけるグラウンドに関しては、照明器具の利用の有無が利用時間により異なるため、本設定基準に定める使用料とともに照明器具の使用料を合わせて徴収することとします。

（７）基本方針の見直し

社会情勢の変化等により、基本方針に見直しの必要が生じた場合には、その都度見直すこととします。

6 関連資料

【関連資料 1】 市川三郷町行財政改革推進計画[R5.12 策定]

7 問い合わせ先

住 所 〒409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

担 当 部 署 市川三郷町総務課行財政改革推進係（担当：都築・伊藤）

電 話 番 号 055-272-1102

F A X 055-272-2525

電子メール somu@town.ichikawamisato.lg.jp

受 付 日 時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分